

はじめに

北海道家庭学校創業の精神と運営の基本方針は次のとおりとする。これらの項目は特定年度にかかわらず、継承してゆくものとする。

創設の精神と事業目的

家庭学校は、わが国近代社会事業史上の先駆者留岡幸助により、キリスト教精神に基づいて1899年（明治32年）に民営の感化院として東京に創設された児童福祉施設である。

校祖留岡幸助は、本来感化院のあるべき塀や格子の代わりに、「愛こそが最も強固な障壁である」という、“愛”という絆で覆われたものを理想とし、また「子どもは、救うべきもの、導くべきもの、教うべきもの、愛すべきもの」という児童観に基づき、「家庭にして学校、学校にして家庭、愛と智がいっぱいに溢れた環境」で、少人数の児童が職員と共に生活し学ぶ「小舎夫婦制」と生活教育を掲げ、「能く働き、能く食べ、能く眠らしめる」という三能主義（留岡精神）のもと、生活が児童たちを変えることを願い、児童たちとの生活を心から大切にしてきた。

北海道家庭学校は、1914年（大正3年）に現在地に創設された。本校はこの伝統と精神を今も尊重しながら、児童が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。本校においては民間の男子児童自立支援施設としての特色を生かし、社会的な要請に応えるために、ふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うことができるよう経営基盤の強化を図り、提供するサービスの質の向上に努めている。

運営の基本方針

北海道家庭学校は、児童福祉法（以下「法」という。）の、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である」という目的にそって、家庭に代わって、児童が一日も早く自立できるよう支援することを目指している。

近年、少子化の進行、家庭や地域での子育て機能の低下など児童を取り巻く環境の変化に伴い、特に被虐待児童や性的非行問題を抱えて心理的ケアを必要とする児童、高校を中退した者も含めて中学を卒業した年長児童、軽度発達障がいのある児童などさまざまな支援を必要とする児童が増加する傾向にある。

その中であって、本校においては、受け入れた児童一人一人がかかえる問題の背景や要因を深く理解し、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づき、「小舎夫婦制」を基本とし、「能く働き、能く食べ、能く眠る」という三能主義の実践に努め、職

員は、「北海道家庭学校倫理綱領」を基本姿勢にもち、資質向上をいつも心掛け、児童の人権尊重と権利擁護のもと、最善の利益を図り、自立に向けた確実な成長を支援することを基本方針とする。

また、社会的養護の下で養育を受けた児童の施設退所後の生活や就労において、社会経済的な影響によるものや、虐待等家庭環境・生育環境の複雑な事情から自立の困難な状況がみられる。児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する年長児童等の中に、このような、社会で自立した生活を送ることができるようさまざまな支援を必要とする児童等が増加していることから、本校においては、年長児童等の自立支援策として、2016年(平成28年)に、「義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の援助を行う」目的で、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) がんばろうホームを遠軽町内に開設、運営にあたることとした。

法人は、このホームを利用する一人ひとりが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、「児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) がんばろうホーム運営規程」に基づき、日常生活上や就業等の支援とともに地域社会への働きかけにも努め、職員は「自立援助ホーム「がんばろうホーム」倫理綱領」を基本姿勢として、たえず資質の向上に励み、児童の人権擁護や自己決定の尊重のもと、最善の利益を図り、社会での自立に向けた成長を見守り支援することを基本方針とする。

平成29年度重点目標

第1章 児童自立支援施設北海道家庭学校

1. 職員の配置について

〈企画総務部〉

- ・栄養士の退職により欠員となり公募中である。
- ・酪農部が手掛けているバターについて、現在は販売を目的にせず主に贈答を目的としているが、町内外より販売して欲しいとの要請があり検討を始めた。4月1日付で酪農担当職員の補充行う。

〈自立支援部〉

- ・28年度末に寮担当職員一組が退職し、29年度は一般寮2寮でのスタートとなる。入所児童らに安心した生活の場を提供するため、安定した経営のためにも速やかに寮担当職員を配置したい。将来は4寮体制をめざしたい。
- ・向陽寮(高校生寮)は29年1月に在寮生2名の退所(がんばろうホームへの移籍)をもって閉寮とした。
- ・29年度より、児童生活支援員1名、児童生活指導員1名を迎える。

28年度組織体制は別紙のとおり。

2. 職員の資質の向上について

職員を養成することは重点課題である。職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。校内研修においても、校祖の理念の徹底に努める。

平成29年度の研修計画は、別紙のとおり。

3. 児童の状況

(平成29年4月1日時点)

	小学生	中学生	中卒生	計
掬泉寮	1	6	1	8
楽山寮	1	5	1	7
計	2	11	2	15

4. 分校との連携について

入所児童が安心・安全のもとに安定した生活を送り、指導効果をより高めるためにも、分校との連携は不可欠である。分校教員は異動により毎年度新しい教員を迎えることになるが、児童自立支援施設の併設校という状況への理解を深めるためにも相互の情報共有を適切に行う努力を継続したい。これまでのように自立支援部長・主幹が分校の教頭と定期的に話し合いの場を持つ。年度の早い時期に校長から全教員への講義も実施する。

各種行事や午後の作業班活動は、分校の理解・協力の上でより質の高い効果を生む。今後も継続するための工夫と、率先した取り組みが必要である。

5. 中卒児童の学習機会の確保について

中卒児童には過年度生として進学を目指す者や、就職を目指す者がおり、進路に応じ、工夫された内容のプログラムを提供し、進路に向けた支援の一環として積極的に進める。

6. 発達障がいのある児童や性的な問題を抱えた児童の指導

発達障がいのある児童や、性的な問題を抱えた児童が増加しており、ADHDや愛着障害（ネグレクトを含めた虐待）、自閉症スペクトラム障がい、素行障がいなど児童精神科に受診し服薬している児童は、全体の半数近くを占めている。本校では、児童一人一人の行動や、障がい特性に応じた個別指導をきめ細かく行うことと、心理職員の専門性を十分に活かし、医療機関との連携を深め、安心・安定した生活を送れるよう支援する。

児童精神科の診療及び投薬については、町内の医療機関の他に、旭川市内の医療機関も含めて必要な対応を行っている。

性的な問題を抱えた児童については、専門機関の協力を得てより児童の内面に伝わる指導・教育の場を提供する。また児童間の適切な人間関係を築く方法、性の正しい知識を学ぶ機会を計画的に提供する。

心理職員を活用しながら、施設における日常生活や学校生活の中で、福祉、心理、教育、医療の協働により、個々の児童の状態に応じて、様々な方法を柔軟に組み合わせ、さらに創意工夫しながら総合的なケアに取り組むこととする。

7. 寮生活における性暴力・いじめ等の予防

被虐待児童や養育環境の厳しい児童が増加していることから、寮生活において、安定した対人関係を維持・構築していけるよう支援に努める。

新入所児童に対しては、オリエンテーションの実施、性に関する予防教育を行うほか、児童に対するアンケートを毎月実施している。

性暴力・いじめの予防、早期発見に努め、児童が安全に、安心して生活を送れるよう支援する。

8. 作業班活動について

創設当初から作業活動には大きな意味を持たせている。

物事を成し遂げることを通して達成感と自信を持たせ、自立に向け強く背中を押すことになることから、今年度も充実して進める。

[29年度作業班編成]

	班長	副班長	
・山林班	千葉正義		
・園芸班	楠美和	藤原浩	
・蔬菜班	鬼頭庸介	前谷典弘	
・校内管理班	竹中大幸	加茂文明	
・酪農班	夔本賢治	夔本広美	中井健司

各作業班の年間スケジュール

	山林班	園芸班	蔬菜班	校内管理班	酪農班
4月	間伐作業の事後作業	花壇の除雪 融雪 ハウス造り 播種 仮植 培養土作り	畑の除雪・融雪 畑耕・土起こし 元肥施肥 マルチ張り 土焼き 土作り ハウス設置	スノーポール撤去 道路の砂利上げ 環境整備 グラウンド使用に向けた準備	倉庫片付け 環境整備

			播種 苗管理 苗のポット移植	スキーリフトの 撤去	
5月	林地の整備 桜山整備 草刈り	仮植 球根植え付け ポット草抜き 培養土作り 花壇の準備 プランター寄せ 植え	野菜苗作り 培養土作り 播種 畝立て マルチ張り 苗の植え付け ハウス作業	旧鶏舎整理 味噌造り等作業 コンパネ作り 環境整備	機会整備 放牧準備 牛舎周辺刈払い 堆肥散布（尿散 布）
6月	林道草刈り 山菜採り	花壇の準備 定植 花の苗配布 町内へプランタ ー配布 草抜き 草刈り 太陽の丘花の植 え付け	播種 苗の定植 草取り 追肥 水まき 草刈り	旧鶏舎整理 味噌造り等作業 コンパネ作り 環境整備	一番牧草収穫 周辺刈払い 放牧地アザミ除 草
7月	林道整備 草刈り	花壇整備 定植 草抜き 草刈り 培養土作り ポット洗い パンジー播種 ダリヤ 菊 ユ リ支柱立て	畑管理 草引き 除草 野菜収穫 播種 ポット移植	旧鶏舎整理 環境整備 作業小屋補修	一番牧草収穫 周辺刈払い 尿散布
8月	作業の安全講習 林道整備	慰霊祭花準備 墓参用花準備 パンジー仮植 花壇草抜き 草刈り	除草 水まき 秋冬野菜の定植 播種 果菜類の収穫 追肥 中耕	旧鶏舎整理 環境整備 作業小屋補修	二番牧草収穫 放牧地アザミ除 草 周辺刈払い
9月	林地整備 草刈り	花壇草抜き 草刈り シート 寒冷紗 ポット洗い 支柱立て 種子刈 培養土作り	収穫 苗の定植と播種 雑草取り 追肥 中耕 作物の片付けと 整理	旧鶏舎整理 環境整備 作業小屋補修	二番牧草収穫 周辺刈払い

		花壇整備			
10月	林地整備 林道整備 神社山整備	花壇整備 パンジー定植 ハーブ収穫 ダリヤ、ユリ掘り起こし プランター回収 パンジー配布 ハウス内整理	野菜の収穫 落ち葉集め 天地返し 畑の整理と片付け 堆肥施肥	スキー場整備 旧鶏舎整理 環境整備	堆肥散布 尿散布 収穫機械整備
11月	神社山整備 間伐作業	ハウス解体 腐葉土作り 土焼き 土起こし	豆類の収穫 落ち葉集め 天地返し 土作り 畑の整理 野菜収穫	スノーポール設置 スキーリフトエンジン設置	バター製造開始
作業班学習発表会					
12月	間伐作業	腐葉土作り 土焼き 土起こし 除雪	保存野菜の収穫と保存 キャベツ、根菜類の雪中保存 豆類の殻外し 土作り	クリスマスリース作り	バター製造（200本）
1月	間伐作業	土焼き 園芸倉庫周り除雪 プレート作り	除雪 スキーゲレンデ整備	除雪 スキー場整備	バター製造（200本）
2月	間伐作業	土焼き 園芸倉庫周り除雪 梨の木剪定 播種	除雪 スキー関連補助作業	除雪 スキー場整備	バター製造（200本 3ヶ月の計600本）
3月	間伐作業	土焼き 播種 ハウス建て	播種 育苗と管理 融雪 土焼き ハウス設営準備	間伐	除雪等環境整備

9. 山林事業

平成 29 年度山林事業計画

山林事業	場 所	面 積	樹 種
皆 伐	71 林班 8 (4 回目)	5.00 ha分	カラ松 47 年生
造 林	71 林班 8	5.00 ha分	カラ松
下刈り	71 林班 17. 20. 21	3.84 ha	トド松 6 年生
	76 林班 5	1.68 ha	カラ松 4 年生
	76 林班 44	3.28 ha	カラ松 4 年生
	71 林班 8	15.00 ha	カラ松 3 年生
	75 林班 12	2.34 ha	カラ松 3 年生
	71 林班 8	4.21 ha	カラ松 2 年生
	71 林班 8	5.00 ha	カラ松 1 年生
間 伐	74 林班 18	8.96 ha	トド松 51 年生
野鼠駆除	71 林班 8	5.58 ha	カラ松 3 年生
	71 林班 8	4.21 ha	カラ松 6 年生
	71 林班 8	5.00 ha	カラ松 1 年生
	71 林班 16	2.39 ha	トド松 6 年生
	71 林班 17. 20. 21. 19	5.23 ha	トド松 6 年生
	71 林班 22	4.53 ha	トド松 6 年生
	75 林班 8	1.25 ha	カラ松 4 年生
	75 林班 9	5.28 ha	カラ松 3 年生
	71 林班 8	15.00 ha	カラ松 2 年生
	75 林班 12	2.34 ha	トウヒ 19 年生
	75 林班 19	2.88 ha	トウヒ 11 年生
	76 林班 2	2.34 ha	カラ松 4 年生
	76 林班 5	1.68 ha	カラ松 4 年生
	76 林班 44	3.28 ha	カラ松 2 年生

平成 29 年度補助金事業

事業費	6, 556, 000円	補助金	5, 525, 890円
自己負担金	627, 800円	材売り上げ	6, 312, 000円
支出計	7, 183, 800円	収入計	11, 837, 890円

収支 4, 654, 090円の収益

10. 酪農事業

昨年度ロールペーラーを導入し、これまでのコンパクト梱包との併用を始めた。今年度は、乾草庫を造築したい ロール150個分として105㎡(7×15)。併せてロールの取り扱いに使用するロールグローブを購入したい。

採草地については、昨年農業改良普及センターの指導を受け収量増加に向けた助言をもらえた。今後計画的な草地の更新を進める。

11. 行事

四季折々の行事を通して生活に潤いを与え、児童が達成感・忍耐力・自信などを感じとること、また外部の人たちとのコミュニケーションから、人への信頼が生まれる機会になることなどを期待して実施するものである。

主な年間行事は次のとおり。(日程が決まっている場合は実施日を記載)

- 5月 校長杯球技大会：3・4日 花見の会：9日 マラソン大会：24日
- 6月 運動会：18日
- 7月 釣り遠足：12日 済美館(白滝)の環境整備：27日
- 8月 慰霊祭：1日 夏帰省：14日間 相撲大会：30日
- 9月 創立記念日：24日 研修旅行：27日
- 10月 マラソン大会：11日 園遊会：16日
- 11月 作業班学習発表会：21・22日 収穫感謝礼拝：26日
- 12月 木彫展：11日 クリスマス礼拝・晩餐会：23日 正月帰省：14日間
歳末祈祷会：31日
- 1月 新年の式：1日 スキー学習：15日～19日 スキー大会19日
- 2月 留岡幸助先生祥月命日記念碑参拝登山：5日 スキー大会：5日
雪像展：9日 スキー大会：14日 オホーツク湧別原野クロスカントリー
スキー参加
- 3月 (分校 卒業証書授与式：21日) 春帰省：5日間

12. 自己評価の実施と第三者評価の受審

児童自立支援施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

第三者評価については3年に一度受審し結果を公表することから、初回の26年度に引き続き本年度中の受審を予定している。

13. 創立百周年記念事業関連

創立百周年記念事業基金を用いて準備が整い次第の事業を進める。

1) 就学・就労援助事業

(専門学校・大学等への就学、各種資格取得への助成など)

2) 百年史作成

編集委員会において、平成29年9月の刊行を目指して準備中。

14. 給食棟の建て替えについて

給食棟の老朽化が目立つことから、平成30年度の建て替えを検討している。

15. 本館の建て替えについて

将来の本館の改築に向けた構想づくりを進める。

第2章 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）がんぼうホーム

1. 職員の配置について

29年度もホーム長を含め4名の職員体制とする。

2. 職員の資質の向上について

職員研修規程に基づき、社会人、職業人、組織人としての総合的な資質・能力の向上を図る、全国自立援助ホーム協議会が開催する研修会等に参加して専門性の向上を図り、社会の信頼に応えうる人材の育成に努める。

3. 利用対象者及び定員について

義務教育終了児童で20歳未満の男子6名とする。

4. 事業の内容

事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場の開拓を行い、安定した職業に就かせるための支援を行う。
- (2) 利用者に対し、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等の日常生活に関する相談・指導・支援を行うとともに、心身の状況や生活歴等の把握に努め、その人に合った適切な支援を行う。
- (3) 利用者の退居に際しては、適切な支援を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、利用者であった者に対する相談を行う。

5. 利用者から受領する費用について

自立生活支援に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので、利用者から徴収する月額は、利用者の経済状況等に配慮し、次のとおりとする。

費用区分	徴収月額
食費・生活費	30,000円

6. 非常災害対策

非常災害に対する不断の注意と避難、救出等の必要な訓練を行う。

7. 利用者の権利擁護、虐待防止等について

「(自立援助ホーム)がんぼうホーム倫理綱領」を定め、これを日々指針として振り返り、利用者の安心で快適な暮らしの向上への支援に努める。

8. 苦情への対応等について

利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応し、誠意をもって解決に努めるために苦情受付窓口となる職員や苦情解決責任者を置くとともに、苦情解決に向けて、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応となるよう職員以外の者の関与をお願いする。また、定期的に、利用者と職員とのホーム会をもち、利用契約に反しない限り、利用者の意見や声に耳を傾けることに努める。

9. 関係機関等との連携

職場開拓や緊急時対応も含め、利用者の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、学校、警察、医療機関その他の関係機関と連携して支援体制の確保に努める。

10. 中・長期的な展開に向けて

受入れる児童に適した就労先を広げるため、地域の事業所や作業所等に理解・協力を得られるよう働き掛ける。また、高等学校就学を希望する児童や高等学校卒業取得等の資格取得を目指す児童に応じて支援の幅を広げていく。

退居児童が増えるに従って退居者への支援体制を充実させる。

11. 自己評価の実施と第三者評価の受審

児童自立生活援助施設としての運営の質の向上を図るために、「社会福祉法人北海道家庭学校運営規程」に基づいて自己評価を実施する。

本年度中に第三者評価を受審し、その結果を公表するものとする。

12. 秘密保持について

個人情報の取り扱いは、「社会福祉法人北海道家庭学校個人情報保護規程」に定めるところによる。